

昨年衆院選は「違憲状態」



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2013年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、当社ホームページをご覧ください。

1票の格差の最高裁、無効請求退ける

「1票の格差」が最大2

43倍だった昨年12月の衆院選は違憲だとして、二つの弁護士グループが選挙無効を求めた全国訴訟の上告審判決で、最高裁大法廷(裁判長・竹崎博允長官)は20日、「違憲とまではいえず、違憲状態にとどまる」との判断を示した。選挙無効の

請求は退けた。

最大格差が2・30倍だった2009年の衆院選についての前回判決と同じ判断になった。高裁・高裁支部判決では違憲判決が相次ぎ、戦後例のない無効判決もあったが、最高裁が統一判断で違憲状態にとどめたことで、選挙制度改革をめ

ぐる議論の停滞が予想される。

昨年12月の衆院選は、最高裁が11年3月の前回判決で違憲状態とした09年選挙と同じ区割りで実施され、最大格差は千葉4区と高知3区の2・43倍だった。訴訟では、衆院解散直前に成立した小選挙区定数を「0増5減」とする選挙制度改革関連法をどう評価するかが最大の焦点だった。

秋田市の女性が秋田1区選挙無効を求めた訴訟では、仙台高裁秋田支部が今年3月に「違憲」と判断、選挙無効の請求は棄却。女性は即日上告した。

衆院選格差訴訟の経過

- 1976年4月14日 ▶ 最高裁が最大格差4.99倍の72年選挙を違憲と判断
- 83・11・7 ▶ 最高裁が格差3.94倍の80年選挙を違憲状態と判断
- 85・7・17 ▶ 最高裁が格差4.40倍の83年選挙を違憲と判断
- 94・1 ▶ 中選挙区制度から小選挙区制度に移行
- 2011・3・23 ▶ 最高裁が「1人別枠方式」を否定し、格差2.30倍の09年選挙を違憲状態と判断
- 10・19 ▶ 選挙制度に関する与野党の協議会が初会合
- 12・2・25 ▶ 衆院選挙区画定審議会設置法に基づく区割り改定案の勧告期限。違法状態に
- 6・18 ▶ 民主党が0増5減や定数削減を盛り込んだ法案を国会提出
- 7・27 ▶ 自民党も0増5減の関連法案提出
- 11・16 ▶ 0増5減を柱とする選挙制度改革関連法が成立。衆院解散
- 12・16 ▶ 衆院選投開票。格差は2.43倍
- 17~28 ▶ 弁護士グループが全国14の高裁・高裁支部に提訴
- 13・3・6~27 ▶ 計16件の高裁・高裁支部判決
- 28 ▶ 区画審が0増5減に伴い、格差を1.998倍に縮小し、17都県42選挙区の区割りを見直す改定案を勧告
- 6・24 ▶ 区割りを改定する改正公選法が成立
- 11・20 ▶ 格差2.43倍の12年選挙について最高裁が判決